

全国弁護士間協力ネットワークに関する規則（規則第三百十号）中一部改正

全国弁護士間協力ネットワークに関する規則（規則第三百十号）の一部を次のように改正する。

第七条を次のように改める。

（情報提供の終了）

第七条 本会は、協力情報登録会員に、次の各号に掲げる事由が生じたときは、当該協力情報登録会員の掲載協力情報の全部を抹消して、情報の提供を終了する。

一 弁護士にあつては、弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第十条の規定により登録換えの請求をして登録換えがなされ、又は同法第十七条の規定により弁護士名簿の登録を取り消されたとき。

二 外国法事務弁護士にあつては、外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律（昭和六十一年法律第六十六号）第二十九条の規定により登録換えの請求をして登録換えがなされ、又は同法第三十一条第一項若しくは第二項の規定により外国法事務弁護士名簿の登録を取り消されたとき。

三 特別会員にあつては、特別会員規則（規則第二十六号）第十条の規定により沖縄弁護士名簿の登録を取り消されたとき。

附 則

第七条の改正規定は、令和四年十一月十六日から施行する。